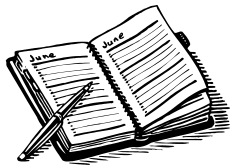


女性が働くとき (7)



## アステラス製薬（藤沢薬品）における 男女差別裁判の記録（その2）

仙頭史子

### 本裁判の和解内容

本件は地裁での判決を待たず和解での解決を決めました。その判断の理由は和解条項前文に格差の存在を認めるとの文言を入れることができたこと、並びに第3条項に今後の会社対応への言及が行われたことにあります。以下に和解条項（抜粋）を示します。

「原告と被告は、裁判所から、本件審理の結果、被告（旧藤沢薬品工業株式会社）において、原告の処遇と、原告と同時期入社同学歴である他の男性従業員の処遇との間に格差が存したことが認められ、これを是正すべきであるとの指摘を受け、次のとおり和解する。」

#### 和 解 条 項

原告と被告は、裁判所から、本件審理の結果、被告（旧藤沢薬品工業株式会社）において、原告の処遇と、原告と同時期入社同学歴である他の男性従業員の処遇との間に格差が存したことが認められ、これを是正すべきであるとの指摘を受け、次のとおり和解する。

- 1 被告は、原告に対し、本件の解決金として、2,500万円の支払い義務があることを認め、これを平成19年 月 日限り、〇〇名義の〇〇銀行〇〇支店普通預金口座（口座番号〇〇〇）に振り込む方法で支払う。
- 2 原告は、その余の請求を放棄する。
- 3 被告は、従業員の処遇について、今後とも男女の性別を理由とする差別が生じないようにし、原告を含む従業員の今後の処遇について、誠実に対応する。
- 4 原告と被告は、原告と被告との間で、本件に関し、この和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は、各自の負担とする。

### 裁判終結時の想い

準備に約3年をかけた提訴から13年、和解から8年を経過した今、裁判の5年間を振り返ると、「社内ではいくら差別是正を訴えても会社も組合も相手にしてくれない状況で、裁判をす

ることによって会社と対等に向き合え、会社も向き合わざるを得ない。対等に勝負できる状況になったということは、本当に満足で楽しい5年間でした。」というニュース（会社門前で撒いたビラ）に載せた言葉に集約されると思います。

しかしその間にざっと数えただけでも弁護団会議 63 回，証人尋問の打ち合わせ 10 回，支援する会事務局会議 72 回，会社や裁判所前でのビラ撒き 78 回，厚労省要請 7 回，ニュース発行 37 回を行いました。その他にも全薬会議での訴え，本社要請，労組本部要請，会社合併問題，弁護団解任と再構築，物品販売，大法廷での証人尋問，株主総会訴え，和解協議，報告集会等々本当にたくさんの行動があり困難も多々ありました。当時の想いは以下の和解報告集に書いたメッセージに込められています。

### 和解報告のメッセージ

皆様，5年間の長きにわたるご支援ありがとうございました。

「お前はルーチンだけしてたらええんや！」という屈辱的な言葉を投げかけられ、「男女差別を明確にするためには同じ仕事をするのが一番の近道だ」と考えて，研究所から営業に転出したのが 1990 年。

もしもの裁判に備えて営業手当や出張費を貯金していた頃から 20 年近くが経った 2007 年 3 月 27 日，「同時期入社同学歴である他の男性従業員の処遇との間に格差が存したこと」が認められるという所期の目的を達して裁判を終えることができました。更に，会社の主張したコース制も認められなかったことから解決金も管理職との賃金差額に近い金額となり，これまでの男女差別裁判の流れを少しでも推し進めることができホッとしています。

「普通のおばさんが，普通に裁判して男女差別を認めさせる」という当初の意気込みは，想像以上の多くの方のご支援を受けて見事に唯一のうれしい誤算となりました。自分で決めて自分で始めた裁判であり，「第三者の判断を仰ぎたい」という希望が叶って，ただでも満足な日々であった上に，更に数多くの方と出会えたことでこの 5 年間は本当に楽しい 5 年間となりました。

寒いお正月の初出の日の朝や，うだるような真夏の陽の下でもビラまきに駆けつけてくださった救援会や元原告，武田薬品の方，地域の方や支援の会の事務局。歌声でいつも励ましてくださったレガータの皆さん。東京では提訴直後から厚労省交渉で訴え続けてくださった全薬会議の皆さん。数えれば限りない「差別は許さない」というご支援がありました。

さらに，証人尋問では原告以上に真剣に時間を割いて対応してくださった弁護団の皆さん。本当に良い弁護団にめぐり会ったと感謝以外ありません。私の人生にとって，本当に良い勉強になりました。この経験を，今後に生かしていきたいと思います。本当にありがとうございました。

### その後

裁判前後から（会社合併前後）アステラスでは女性活用をうたい，男性の名目だけの管理職の降格や子会社への転籍等を行い，分社化や早期優遇退職で人減らしが落ち着いた合併後は，比較的若い女性や子会社での処遇は若干の改善傾向が認められました。

しかしと言うか、やはりと言うか、格差が付き過ぎた年配の女性に対しては「消え去るのを待つのみ」という感じでした。やはり自ら声を上げない者へは経済理論が優先されるようで残念でした。

「薬業は他の業界に比べて待遇は優位にあるのでわざわざ波風を立てたくない」という気持ちは十分理解できますが、「誰かが続けて声を上げてくれたらなあ…」という思いはありました。しかしそうした場合の困難さは十分に知っていたので、定年までの4年間は自身が機会を見つけては組合や会社に訴えてきました。

私は現在、争議の経験を生かして大阪争議団共闘会議の特別幹事としていろいろな裁判を裏方で支援していますが、企業も男女差別の証明が困難な賃金体系を創りだしたため、差別の証明は困難になっています。

そのため、裁判内容は非正規社員の解雇やハラスメントによる退職勧奨がほとんどとなり、原告の精神的・経済的環境はこれまで以上につらいものになっています。皆様にも機会があればぜひ現状を知っていただき、支援をいただければ幸いです。

(せんとう・ふみこ 全薬会議)